

令和7年3月31日

事業者各位

見積書への押印の見直しについて

表記について、下記のとおり変更いたしますのでお知らせします。

記

1 対象

大阪府都市ボートレース企業団物品供給等における各種見積書

2 変更内容

上記見積書について、これまで使用印（入札指名参加資格申請時に届出した印）の押印を求めてきましたが、これを不要とします。

3 適用開始時期

令和7年4月1日～

4 その他

- ・見積書以外の書類（契約書、請求書、請書等）については、これまでと同様に使用印の押印が必要ですので、ご注意ください。
- ・これまでどおり押印されている見積書での提出も可能です。
- ・押印を省略した見積書については、記載内容の訂正は認められませんので、記載内容に誤りがあった場合は、正しい内容で再度作成したものを改めて提出してください。

以上